



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当: 穎川(えがわ)



障害者雇用納付金について① ~今年4月からの申告ポイント~

障害者雇用促進法では、一般企業に対し、雇用する労働者の2%（法定雇用率）に相当する障がい者を雇用することを義務付けています。これを満たさない企業については、企業規模等により、納付金を申告納付しなければならない事となっています。今後、社会的要請も高まる中、対象企業の拡大や、法定雇用率の上昇も見込まれますので、あおぞらレターでは納付金制度の仕組みと今年の申告にあたっての留意点について、2回にわたりお伝えします。

1. 納付金制度の対象企業は？

常用雇用者数が200人を超える企業

……平成27年4月からは100人を超える企業となります。

2. 毎年の申告と納付の流れ

次の12カ月の状況を申告し、雇用する障害者数が足りない場合は、合わせて納付金を納付します。



●法律で定めた数以上の障害者を雇用している場合、納付でなく、次を受けられる場合があります。

常用労働者数が200人超で法定雇用者数を超えて障害者を雇用している時 ⇒ **調整金**

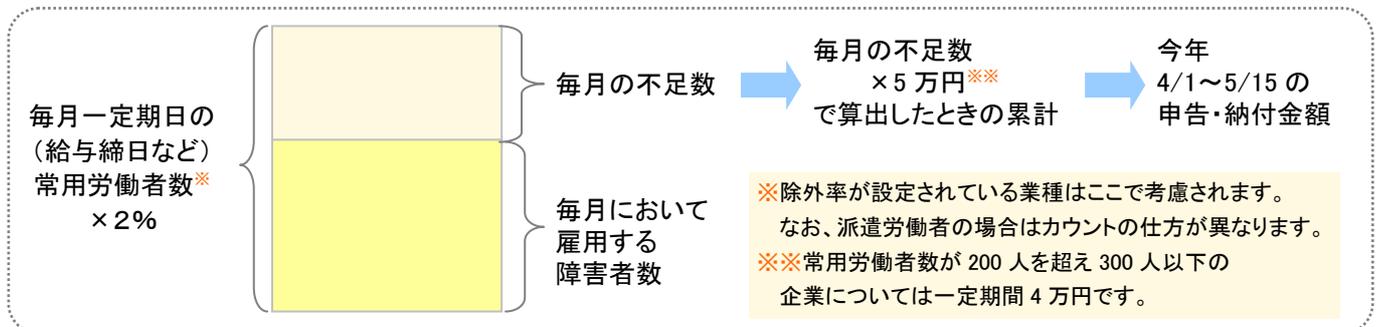
常用労働者数が200人以下で一定数を超えて障害者を雇用している時 ⇒ **報奨金※**

※報奨金は申告申請期限が7月31日です。

●納付金額が100万円以上の場合は3回に分けて納付が可能です。

3. 納付金の考え方

前年4月から今年3月までについて、各月の不足数に応じた金額を納付することになります。



上記、常用労働者数や障害者数については単にその人数というわけではなく、常用労働者数については「働き方」、障がい者数については「働き方、障がいの種類・重さ」によってカウントがかわります。次回のあおぞらレターでは、今年から変更されている障がい者に関する申告内容やカウントについてお伝えします。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277